

定 款

特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道

特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39-8Fに置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域や住民が自然災害と環境問題から受ける被害の軽減を目指し、関連する分野の調査研究、地域や住民への社会教育の促進、住民・行政機関及び自治体連携の推進、災害につよいまちづくりの推進支援、総合的な環境保全の推進などを実施することによって安全・安心な社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するための事業として次の事業を行う。

- (1) 環境保全と防災に係わる社会教育事業（ワークショップ、セミナー等の開催）
- (2) 環境保全と防災に係わる普及啓発事業（講演会、シンポジウム、出前講座等の開催）
- (3) 環境保全と防災に係わる国・自治体・企業・ライフライン・報道機関等と住民との連携調整事業（住民と各機関との横断的な研究会、ワーキング等の開催）
- (4) 環境保全と防災に係わる情報の共有事業（環境・防災情報の共有）
- (5) 環境保全と防災に係わる調査・研究事業（上記に係わる各種調査・研究）
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 環境保全と防災に関する書籍・物品の斡旋・販売事業

3 前項に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、特別正会員・正会員・賛助会員の3種とし、特別正会員・正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 特別正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を永続的に推進する個人

(2) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を積極的に推進する個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 加入の承認は理事会が行なう。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 20人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、3人以内の副代表理事、1人の専務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総務する。

- 2 代表理事は、この法人の目的及び事業の推進に資するため、理事会の議決を経て、最高顧問、特別顧問、顧問等、その他の役職を設置、委嘱、並びにその職務範囲及び任期の設定を行うことができる。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の通常業務にあたりると共に、事務局等、この法人に設置された機関の専務を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 法人の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 法人の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
 - (6) 最高顧問、特別顧問、顧問等は理事会の諮問にこたえるほか、意見を開陳する。

(代表権)

第16条 代表理事および副代表理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、特別正会員・正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 特別正会員・正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、特別正会員・正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した特別正会員・正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した特別正会員・正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号、及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する特別正会員・正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 特別正会員・正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金に関する事項
- (4) 役員・職員の解任・職務・報酬等に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数（委任状を含む）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

(持ち回り議決)

第41条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

- 2 前項に定める、持ち回り議決の場合には、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯ならびに各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及び副代表理事が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役職者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
6. 賛助団体会員とは、法人の事業を賛助するために会員となった団体・企業を指す。
7. 賛助個人会員とは、法人の事業を賛助するために会員となった個人を指す。
 - (1) 正会員
 - イ 特別個人正会員 終身会費 100,000円
 - ロ 個人正会員 年会費 5,000円
 - (2) 賛助会員
 - 年会費 一口 20,000円（一口以上）

附則

1. この定款変更は、所轄庁の認証の日（平成 29 年 10 月 30 日）から施行する。
2. この定款変更は、所轄庁の認証の日（令和 2 年 10 月 12 日）から施行する。